

令和3年度(2021年度)  
第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時

令和3年(2021年)5月11日(火) 10時00分～11時20分

2 場 所

越谷市中央市民会館 5階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

石川会長、幸田副会長、近藤委員、番場委員、野田委員、橋本委員、堀内委員、井上委員、原委員、野口委員

(2) 事務局

総務部総務課：宮内課長、筋調整幹、近山主査、染谷主事

(3) 諮問実施機関

保健医療部健康づくり推進課：福井副課長

市長公室行政デジタル推進課：柴田副課長、山崎主事

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 合意・決定事項等

- (1) 特定個人情報保護評価書の第三者点検について  
意見照会の内容について、承認された。

7 会議内容

別紙「会議録要旨」のとおり

8 会議資料

(1) 審議事項資料

- ① 特定個人情報保護評価書意見照会書、第三者点検資料、特定個人情報保護評価書(案)及びチェックリスト【健康づくり推進課】

## 令和3年度(2021年度) 第1回越谷市情報公開・個人情報保護審議会会議録要旨

### 1 開 会

- 司会（宮内課長）による開会挨拶、会議資料の確認等
- 議長（石川会長）による議事進行へ移行
- 傍聴者の確認 ⇒ 傍聴者なし

### 2 審 議

- (1) 特定個人情報保護評価書に関する意見照会について【健康づくり推進課】

#### 【諮問】

健康づくり推進課の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価書（以下、「評価書」という）の適合性及び妥当性について、審議会の意見を求めるもの

#### 【審議】

- 事務局及び諮問実施機関が、「評価書（案）」に基づき、諮問趣旨を説明
- 説明の中で、誤字について修正を依頼
- 質疑応答

- ① 今回は特別措置法による予防接種の実施に関する事務であることは理解した。具体的なイメージを持つために確認したいが、今回審議対象となっている新型インフルエンザの予防接種も、現在接種が進められている新型コロナウイルスの予防接種も、予防接種法に基づく臨時に行う予防接種の枠組みで実施され、特定個人情報は対象者の接種記録の管理等のみに使用されると理解しているが、両者に基本的な違いはあるのか。

（諮問実施機関）

基本的には今回の新たな事務についても、予防接種法によるものと同じである。

- ② 資料5の1. 適合審査（5）適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているかの補足コメントにある適切に意見公募を行っているとはどんな方法で行ったのか。

(諮問実施機関)

広報紙とホームページで意見公募を行う旨の記事を掲載し周知した。意見箱は保健センター、本庁の総務課、各地区センターに設置し、意見収集を行った。

- ③ 評価書のP8とP9の保有開始日が来月の6月13日となっているが、ここに何か意図があるのか。

(諮問実施機関)

国から6月までに公表するよう指示があり、この日付とした。すぐに保有するわけではなく、新たな感染症が発生した場合、この日付以降から情報連携を行う。

- ④ 予防接種後の個人情報はどうに管理されるか、接種済票は市民が提出することになるか。

(諮問実施機関)

実際に接種した場合は、医療機関が接種済票を市民へ交付する。接種記録等の個人情報は医療機関から予診票等の写しを受け取り、市が管理する。

- ⑤ 評価書P12の特定個人情報の保管期間について、20年とあるが、長いように思う。不要になった際等どのように管理するのか。

(諮問実施機関)

予防接種法では最低でも5年間は保存することとされている。予防接種で実際にあった例としては海外留学の際に接種した証明書を求められたことがあり、接種した記録が残っていないと対応できないことから、20年以上としている。現状では、照会の必要性がなくなるが、削除はしておらず、データをそのまま保管している。

- ⑥ 評価書にはリスク対策等について色々と記載があるが、委託や再委託に係る問題やミスが起こることがある。そのことについてどう考えているか。

(諮問実施機関)

今回の事務における特定個人情報の取扱いは、原則収集することではなく、接種履歴を管理する健康管理システムでも使用することはない。他市町村と情報連携する際に、接種情報と紐づけて使用するため、外に漏れるという可能性は低いと考えている。

- ⑦ アクセス権限は定期的に棚卸しを行っているがあるとあるが具体的にどのように行っているのか。棚卸しとは業界用語であるのか。

(諮問実施機関)

職員が異動する際に、その都度更新している。棚卸しという表現については見直しを行う。

- ⑧ 評価書P23のIVその他のリスク対策の記載について、越谷市における措置では①自己点検、②監査、2.従業者に対する教育・啓発について「実施している」など行っている内容が記載されているが、中間サーバー・プラットフォームにおける措置ではいずれも「こととしている」との表記であり、ルールが記載されているのにとどまっている。ミスやトラブルが起こる場合は、ルールで定められていることを守らないことが多い。特定個人情報の取扱いについては、教育や研修を行うことで職員が理解し、実際の業務フローの中で自己点検を行い、さらに外部の目で監査を行うことを繰り返して確実性が上がっていく。だからこそ、資料5のチェックリストP10④IVその他のリスク対策の審査の観点における主な考慮事項にも、行っているかと事実を確認する旨の記載があるのではないかと。異なる表現としたことに何らかの意図はあるのか。中間サーバー・プラットフォームが外部の組織であるとしても、事業報告等があるはずであり、行っている事実が確認できれば行っているとしてよいのではないかと。

(諮問実施機関)

ご指摘のとおり行っているのであれば、全体的に表記の見直しを行う。

- ⑨ 色々とリスク対策を行っていただいているが、具体的にどんな問題が起こると想定しているか。

(諮問実施機関)

今回漏えいのリスクは低いと考えているが、職員が接種に関する個人情報を管理するため、人的なエラーは起こりうると想定している。接種に関する詐欺もすでに報告されており、接種に関する情報を入手した相手の信頼性を持たせることにつながるため、そのようなケースが考えられる。

## 【結果】

意見照会の内容を承認し、別紙答申書(案)のとおり答申することを決定した。

## 3 その他

なし

#### 4 閉 会

- 司会（宮内課長）による閉会挨拶

<答申書>

越 情 審 議 第 3 号  
令和3年(2021年)5月11日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 石 川 麗 子

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

令和3年4月21日付け越健推第16号で意見照会のありました新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めます。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。